# ⑤-1 サービスの利用の仕方

## 作成したケアプランに基づくサービス利用

サービス提供事業者に被保険者証、負担割合証、サービス利用票※を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

※作成したケアプランをもとに、利用者にはサービス利用票が、サービス事業者にはサービス提供票が、ケアマネジャーから交付されます。

## 費用の1割から3割が利用者負担

介護保険サービスを利用する人は、原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担します。要介護（要支援）認定を受けた人と総合事業の事業対象者の人に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

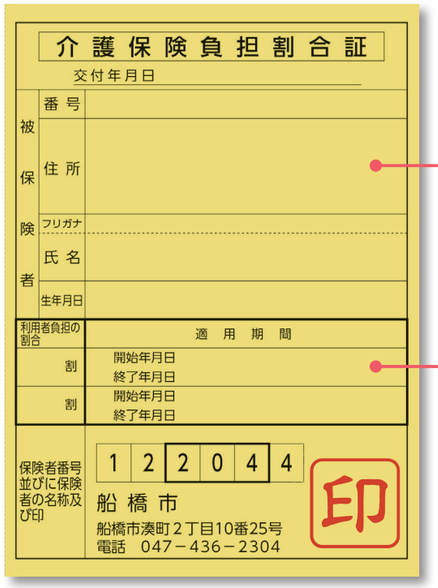


被保険者番号、住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう。

負担割合および適用期間を確認しましょう。

65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得のある人は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割または3割となります。ただし利用者の負担額には月額の上限額の設定（高額介護サービス費45ページ参照）があるため、全ての方の実際の負担が2倍または3倍になるものではありません。



## ⑤-2 利用者負担（負担割合の決まり方）

利用者本人の市民税の課税状況と、本人および同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。

利用者負担の割合は、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

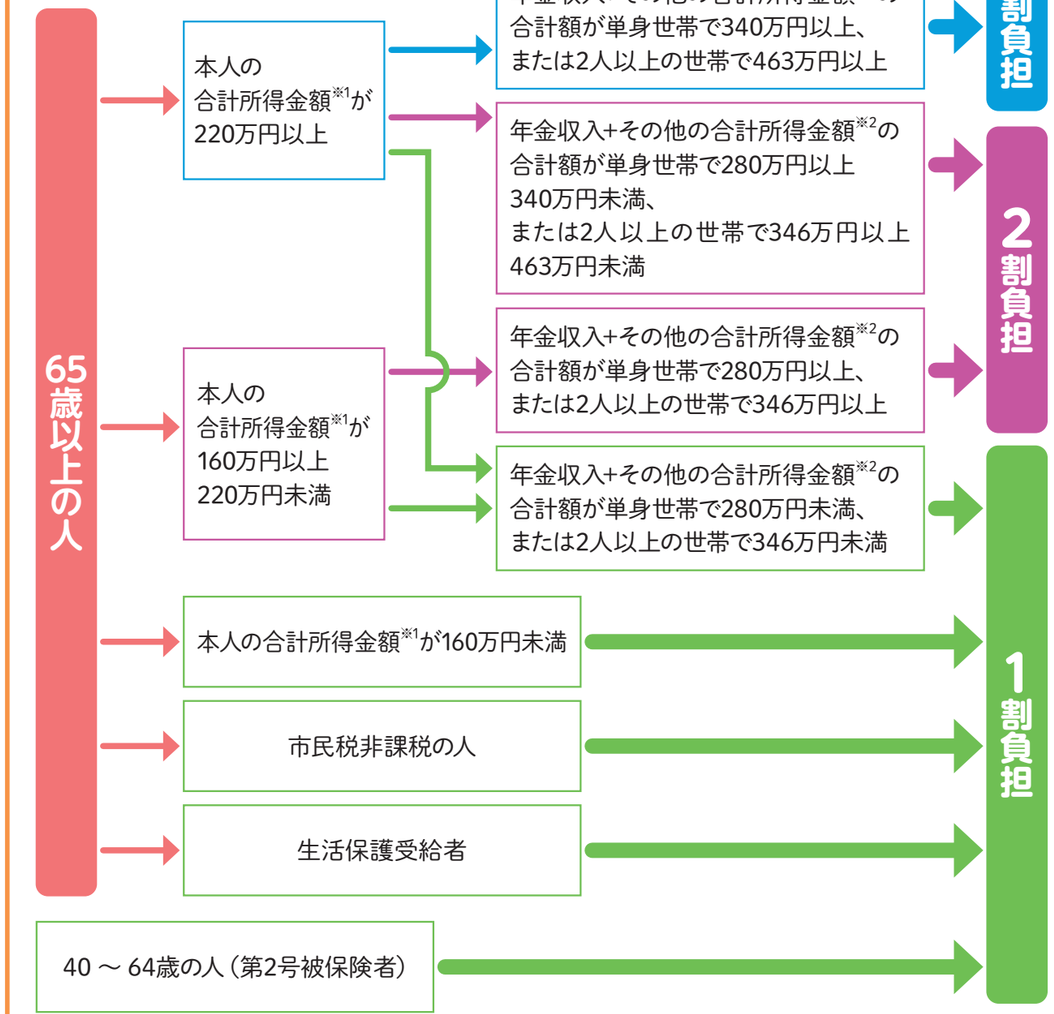


課税状況や所得、世帯構成の変更等によって、負担割合が変更となる場合があります。その場合は、あらためて変更後の「介護保険負担割合証」を交付いたします。

※１「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、所得金額調整控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※２「その他の合計所得金額」とは、※１の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

# ⑤-3 サービス費用と支給限度額

## ■船橋市のサービス種類ごとの単価

サービスの種類によって、単価が4種類に分けられています。サービスの費用は、この単価にサービスの内容によって定められている単位数を掛けて算出されます。

| 単価 | サービス |
|---|---|
| 10.84円 | 訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援 |
| 10.66円 | 訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／短期入所生活介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護 |
| 10.54円 | 通所介護／地域密着型通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 10.00円 | 居宅療養管理指導／福祉用具貸与 |

※上記サービスは介護予防を含みます。

## ■主な在宅サービスの支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者負担額は、支給限度額の1割から3割となります。

| 要介護状態区分 | 支給限度額（円／月額） | 利用者負担額（円／月額） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要支援1 | 50,320円 | 5,032円 | 10,064円 | 15,096円 |
| 要支援2 | 105,310円 | 10,531円 | 21,062円 | 31,593円 |
| 要介護1 | 167,650円 | 16,765円 | 33,530円 | 50,295円 |
| 要介護2 | 197,050円 | 19,705円 | 39,410円 | 59,115円 |
| 要介護3 | 270,480円 | 27,048円 | 54,096円 | 81,144円 |
| 要介護4 | 309,380円 | 30,938円 | 61,876円 | 92,814円 |
| 要介護5 | 362,170円 | 36,217円 | 72,434円 | 108,651円 |

※支給限度額は本来、「単位」として設定されていますが、上の表では、わかりやすく1単位10円として金額に換算して表示しています。
※総合事業の事業対象者の支給限度額は、原則、要支援1と同じです。

こんなときは??

### 限度額を超えてサービスを利用する場合は…

介護サービスには要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められますが、もしその上限を超えるサービスを利用する場合は、その分については全額自己負担になります。高額介護（介護予防）サービス費や高額医療合算介護（介護予防）サービス費の対象にもなりません。



## ⑤-4 事業者と契約をするときに注意すること

**利用者のみなさんが居宅介護支援事業者やサービス事業者等と契約を交わす必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。**

### ●契約が必要となるとき

介護（介護予防）サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用するまでの手順の中で、次のようなときに事業者との契約が必要となります。

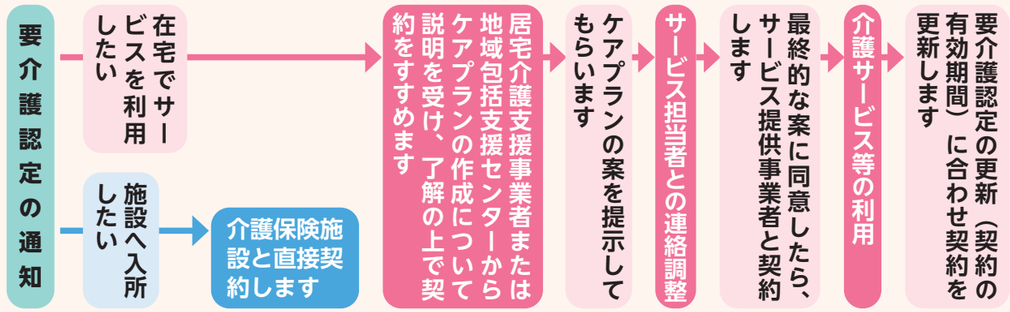


### ●こんなことに注意しましょう

**契約の目的** …… 契約の目的となるサービスが明記されているか。

**契約の当事者** …… 利用者と事業者との間の契約となっているか。

**指定事業者** …… 都道府県または市町村から指定された事業者か。

**サービスの内容** …… 利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。ケアプランに位置づけるサービスについて、複数の事業所の紹介を求めることができることの説明がされたか。

**契約期間** …… 在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは退所にともなう利用者の契約解除ができるか。

**利用者負担金** …… 利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。また、介護保険法に基づいた金額となっているか。

**利用者からの解約** …… 利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることとなっているか。

**損害賠償** …… サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

**秘密保持** …… 利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

契約書には上記以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

# ⑤-5 利用できるサービス

## 介護保険で利用できるサービス


- 訪問を受けて、ご自宅で利用するサービス …… 31ページ
- 日帰りで利用するサービス …… 36ページ
- 短期間だけ施設に入所するサービス …… 38ページ
- 訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス …… 39ページ
- 施設入所やグループホーム・有料老人ホームなど …… 42ページ
- 福祉用具と住宅改修 …… 40 ～ 41・88ページ


**※利用者負担は原則としてサービス費用の1割から3割です。**

**地域密着** … 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスです。そのため、原則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

**総合事業** … 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のことで、以下のサービスがあります。

**介護予防・生活支援サービス事業　（対象者 要支援1・2 事業対象者）**


- 介護予防訪問型サービス …… 32ページ
- 介護予防生活支援サービス …… 32ページ
- 介護予防通所型サービス …… 36ページ
- 介護予防運動機能向上デイサービス …… 36ページ
- 介護予防ミニデイサービス …… 37ページ


**一般介護予防事業　（対象者：65 歳以上のすべての人）**


- 生き生きと若々しく過ごすための教室 …… 44ページ
- ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業 …… 44ページ




**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

## 訪問を受けて、ご自宅で利用するサービス

### 要介護1～5 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

**サービス費用のめやす**　※早朝・夜間・深夜などは加算あり

| | | |
|---|---|---|
| 身体介護（30 分以上 1 時間未満） | 5,150 円 | 515 円 |
| 生活援助（20 分以上 45 分未満） | 2,390 円 | 239 円 |
| 通院等のための乗車または降車の介助（片道につき） | 1,290 円 | 129 円 |

※「生活援助」は、本人や家族が障害・疾病などのため、家事（掃除、洗濯、調理など）を行うことが困難な場合に利用します。単に同居家族がいるという理由で利用できないわけではありませんので、サービスの利用につきましてはケアマネジャーにご相談ください。
※通院等のための乗車または降車の介助を利用する際の運賃は、自己負担となります。
※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます（43 ページ）。

### 要介護1～5 夜間対応型訪問介護　地域密着

（※令和５年４月１日現在、船橋市内にはありません。）

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

**サービス費用のめやす**

| | | |
|---|---|---|
| 基本料金 | 1 カ月 21,270 円 | 2,127 円 |
| 定期的な訪問 | 1 回につき 5,320 円 | 532 円 |
| 通報による訪問 | 1 回につき 7,940 円 | 794 円 |

**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

## 介護予防訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

要支援1・2　事業対象者　総合事業

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。

**サービス費用のめやす（月単位の定額）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 週１回程度の利用 | 要支援１・２・事業対象者 | ▶ 1カ月 15,300円 | 1,530円 |
| 週２回程度の利用 | 要支援１・２・事業対象者 | ▶ 1カ月 30,560円 | 3,056円 |
| 週２回程度を超える利用 | 要支援２・事業対象者 | ▶ 1カ月 48,490円 | 4,849円 |

## 介護予防生活支援サービス（家事援助）

要支援1・2　事業対象者　総合事業

掃除、洗濯、調理など、利用者や同居家族で行うことが困難な場合には、市の研修を修了した船橋市認定ヘルパーが支援します。

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 週１回程度の利用 | 要支援１・２・事業対象者 | ▶ 3,140円 | 314円 |
| 週２回程度の利用 | 要支援１・２・事業対象者 | ▶ 3,190円 | 319円 |
| 週２回程度を超える利用 | 要支援２・事業対象者 | ▶ 3,350円 | 335円 |



## 認知症訪問支援サービス（船橋市独自のサービス）

要介護1～5　要支援1・2

特に行動・心理症状が見受けられる認知症高齢者等の人が、介護保険の訪問介護サービスと一体的に利用するサービスで、介護者不在時等の見守りや外出時の同行支援などを行います。

利用条件等があるため、利用する際はケアマネジャーに相談してください。

**サービス費用のめやす（1カ月10時間まで）**

| | | |
|---|---|---|
| 15分以下 | ▶ 730円 | 73円 |
| 15分を超え30分以下 | ▶ 1,460円 | 146円 |
| ↓（15分を増すごとに730円を加算） | | |
| 9時間45分を超え10時間以下 | ▶ 29,200円 | 2,920円 |

**外出時の同行支援**

| | | |
|---|---|---|
| 15分以下 | ▶ 1,490円 | 149円 |
| 15分を超え30分以下 | ▶ 2,980円 | 298円 |
| ↓（15分を増すごとに1,490円を加算） | | |
| 9時間45分を超え10時間以下 | ▶ 59,600円 | 5,960円 |

## 訪問入浴介護　介護予防訪問入浴介護

要介護1～5　要支援1・2

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | ▶ 14,740円 | 1,474円 |
| 要支援１・２ | ▶ 9,970円 | 997円 |

**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

## 要介護1～5 訪問看護　要支援1・2 介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

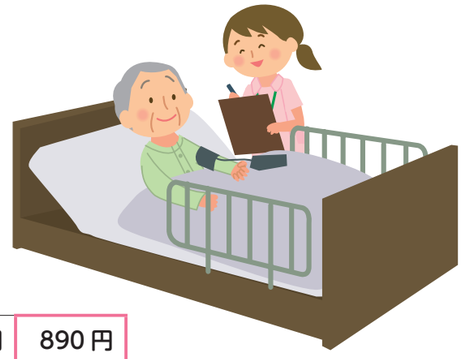

**サービス費用のめやす**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 訪問看護ステーションから（30分以上1時間未満） | 要介護1～5 | 8,900円 | 890円 |
| | 要支援1・2 | 8,590円 | 859円 |
| 病院または診療所から（30分以上1時間未満） | 要介護1～5 | 6,220円 | 622円 |
| | 要支援1・2 | 5,990円 | 599円 |

## 要介護1～5 訪問リハビリテーション　要支援1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | |
|---|---|
| 3,340円 | 334円 |

※要介護・要支援は同額



## 要介護1～5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行います。

**サービス費用のめやす（月単位の定額）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護1～5（介護・看護利用者） | 130,890円～407,820円 | 13,089円～40,782円 |
| 要介護1～5（介護利用者） | 96,870円～358,740円 | 9,687円～35,874円 |

## 要介護1～5 居宅療養管理指導　要支援1・2 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

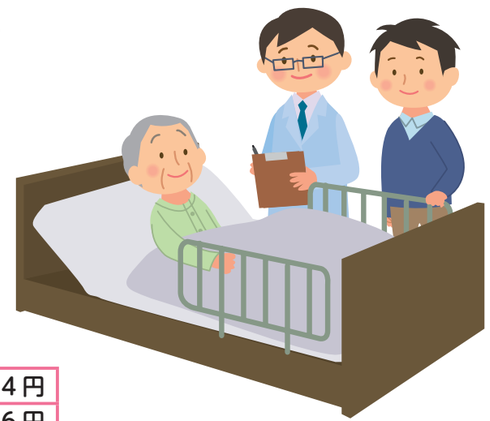

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 医師による指導 | 5,140円 | 514円 |
| 歯科医師による指導 | 5,160円 | 516円 |

※要介護・要支援は同額

**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

# 日帰りで利用するサービス

## 要介護1～5 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

**サービス費用のめやす**
通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）

| | | |
|---|---|---|
| 要介護1～5 | 8,890円～14,390円 | 889円～1,439円 |

※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます（43ページ参照）。

## 地域密着 要介護1～5 地域密着型通所介護

少人数で生活圏域に密着した通所介護施設（利用定員19人未満）で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

**サービス費用のめやす**（7時間以上8時間未満）

| | | |
|---|---|---|
| 要介護1～5 | 9,970円～16,270円 | 997円～1,627円 |

※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます（43ページ参照）。

## 総合事業 要支援1・2 事業対象者 介護予防通所型サービス（デイサービス）

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（生活機能向上グループ活動、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。

**サービス費用のめやす（月単位の定額）**

| | | |
|---|---|---|
| 要支援1 | 22,850円 | 2,285円 |
| 要支援2 | 43,670円 | 4,367円 |

※事業対象者の人については、週1回程度の利用の場合は要支援1と、週2回程度必要な場合は要支援2と同じです。

## 総合事業 要支援1・2 事業対象者 介護予防運動機能向上デイサービス

運動器の機能向上を目的として、機能訓練等を行う短時間型のデイサービスです。

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要支援1 | 3,460円 | 346円 |
| 要支援2 | 3,570円 | 357円 |

※事業対象者の人については、週1回程度の利用の場合は要支援1と、週2回程度必要な場合は要支援2と同じです。



## 総合事業 要支援1・2 事業対象者 介護予防ミニデイサービス

閉じこもり予防や自立支援を目的として、運動やレクリエーションを提供します。（地区社会福祉協議会が行っているミニデイサービスとは異なります。）

**サービス費用のめやす（1回につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要支援1 | 3,250円 | 325円 |
| 要支援2 | 3,330円 | 333円 |

※事業対象者の人については、週1回程度の利用の場合は要支援1と、週2回程度必要な場合は要支援2と同じです。

## 地域密着 要介護1～5 認知症対応型通所介護 要支援1・2 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人のためのデイサービスです。通所介護施設等で食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

**サービス費用のめやす**
特養併設の場合（7時間以上8時間未満）

| | | |
|---|---|---|
| 要介護1～5 | 11,730円～16,380円 | 1,173円～1,638円 |
| 要支援1 | 10,260円 | 1,026円 |
| 要支援2 | 11,370円 | 1,137円 |

## 要介護1～5 通所リハビリテーション 要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

**サービス費用のめやす**
通常規模の事業所の場合（6時間以上7時間未満）

| | | |
|---|---|---|
| 要介護1～5 | 9,010円～15,500円 | 901円～1,550円 |
| 要支援1 | 1カ月27,370円 | 2,737円 |
| 要支援2 | 1カ月50,510円 | 5,051円 |

## 短期間だけ施設に入所するサービス

### 利用するときの注意点

※連続した利用は30日までとなります。
※連続して30日を超えない利用であっても、利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことがめやすとなります。
※食費、滞在費、日常生活費は全額自己負担となります。詳細は47ページをご覧ください。

### 要介護1～5 短期入所生活介護　要支援1・2 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所した利用者に、日常生活上の支援や機能訓練などを提供します（ショートステイ）。

**サービス費用のめやす（1日につき）**
介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 7,520円～ 10,810円 | 752円～ 1,081円 |
| 要支援１ | 5,550円 | 555円 |
| 要支援２ | 6,840円 | 684円 |

※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます（43ページ参照）。

### 要介護1～5 短期入所療養介護　要支援1・2 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所した利用者に、医学的な管理のもとに日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。

**サービス費用のめやす（1日につき）**
介護老人保健施設（多床室・基本型）の場合

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 12,700円～ 15,140円 | 1,270円～ 1,514円 |
| 要支援１ | 10,280円 | 1,028円 |
| 要支援２ | 12,050円 | 1,205円 |

特定短期入所療養介護（難病やがん末期の要介護者が利用した場合）

| | | |
|---|---|---|
| 6時間以上8時間未満 | 17,110円 | 1,711円 |



**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

## 訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス

### 地域密着
### 要介護1～5 小規模多機能型居宅介護　要支援1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の状況に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを行います。

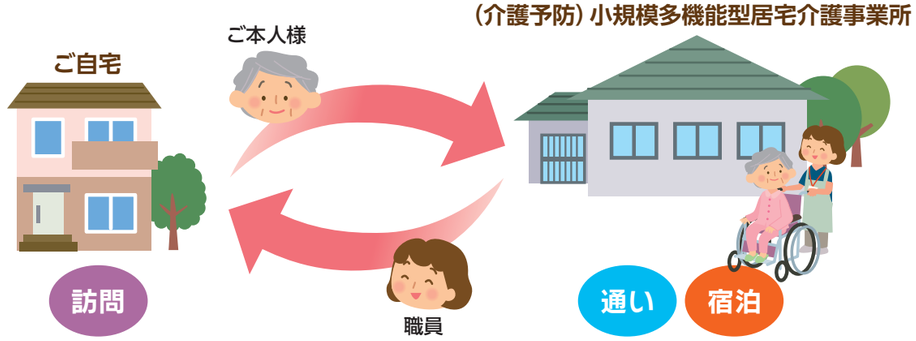


**サービス費用のめやす（月単位の定額）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 145,430円～ 344,220円 | 14,543円～ 34,422円 |
| 要支援１ | 62,250円 | 6,225円 |
| 要支援２ | 104,050円 | 10,405円 |

### 地域密着
### 要介護1～5 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、通い、訪問介護、訪問看護および宿泊を組み合わせた柔軟なサービスを行います。

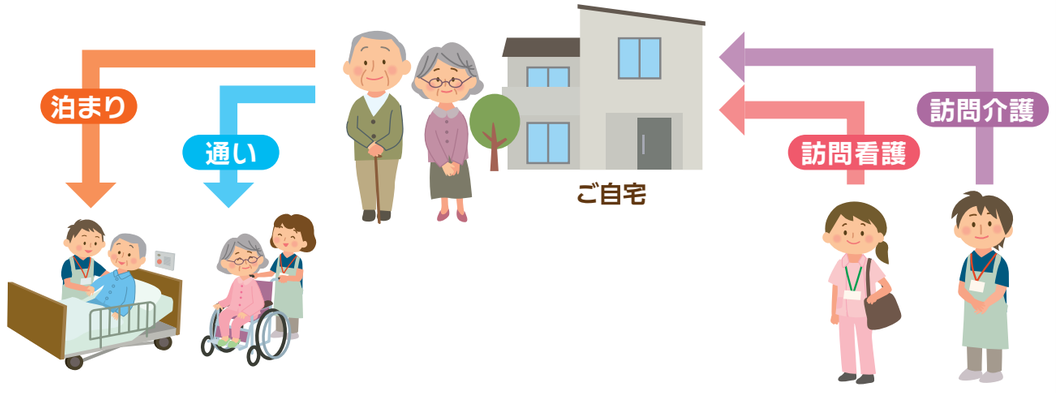


**サービス費用のめやす（月単位の定額）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 169,410円～ 395,040円 | 16,941円～ 39,504円 |

# 福祉用具と住宅改修

## 要介護1～5 福祉用具貸与　要支援1・2 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルします。

**■対象品目**

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（工事をともなわないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- スロープ（工事をともなわないもの）
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置

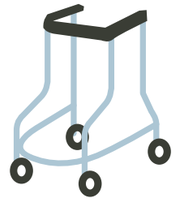

※車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置について、要支援１・２および要介護１の人は原則として保険給付の対象となりません。また、自動排泄処理装置（尿および便を自動的に吸引するもの）については、原則として要介護４・５の人が保険給付の対象となります。

**サービス費用のめやす**

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

## 要介護1～5 特定福祉用具販売　要支援1・2 特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に、年間で10万円を限度にその9割から7割（9万円から7万円まで）が介護保険から支給されます。

**■対象品目**

- 腰掛便座（ポータブルトイレなど）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具（入浴用イスなど）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

※都道府県等から指定を受けた福祉用具販売事業所から購入します。
事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

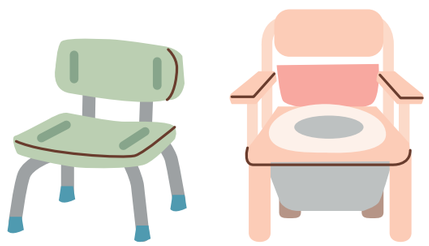



## 要介護1～5 住宅改修費　要支援1・2 介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合に、20万円を限度にその9割から7割（18万円から14万円まで）が介護保険から支給されます。

**■対象となる工事**

**①手すりの取り付け**
転倒予防や移動をしやすくする目的で、廊下・トイレ・浴室等に取り付けます。

**②段差の解消**
居室から移動の際の転倒防止のため、敷居を低くしたり、スロープの取り付け、または、床全体のかさ上げなどを行います。

**③床材の変更**
廊下・浴室などの床を滑りにくい材質に変更したり、つまずきやすい畳の部屋のフローリング等への変更などを行います。

**④引き戸等への扉の取替え**
開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンに替えるなど、扉を開閉しやすいものに取り替えます。

**⑤洋式トイレへの便器の取替え等**
和式トイレから、立ち座りが容易な洋式トイレへの取り替えや、利用しやすい位置や向きの変更を行います。

**⑥付帯工事**
上記①～⑤の工事に付帯して必要となる工事。例えば、手すりを取り付ける壁面の補強などが考えられます。

※介護保険課への事前の申請が必要です。
※住民登録地以外の住宅改修や入院（入所）中は保険対象外です。

**●この制度を利用された方は他に高齢者住宅改造資金の助成をご利用いただける場合がございます。（88ページ参照）**

## 施設入所やグループホーム・有料老人ホームなど

### 要介護3～5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※要介護１・２の人も特例的に入所申込できる場合があります。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、日常生活上の支援や介護を行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５　多床室 | 218,560 円～ 317,940 円 | 21,856 円～ 31,794 円 |
| 要介護１～５　ユニット型個室 | 249,030 円～ 349,490 円 | 24,903 円～ 34,949 円 |

### 要介護1～5 介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５　多床室〔基本型〕 | 299,570 円～ 374,040 円 | 29,957 円～ 37,404 円 |
| 要介護１～５　ユニット型個室〔基本型〕 | 302,330 円～ 376,110 円 | 30,233 円～ 37,611 円 |

### 要介護1～5 介護療養型医療施設（療養病床等）

（※令和５年４月１日現在、船橋市内にはありません。）

長期の療養を必要とする人に対して、介護や必要な医療などを行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５　多床室 | 249,330 円～ 405,790 円 | 24,933 円～ 40,579 円 |
| 要介護１～５　ユニット型個室 | 256,130 円～ 412,590 円 | 25,613 円～ 41,259 円 |

### 要介護1～5 介護医療院

（※令和５年４月１日現在、船橋市内にはありません。）

長期の療養を必要とする人に対して、医療と日常生活上の世話（介護）を行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５　多床室 | 300,990 円～ 483,650 円 | 30,099 円～ 48,365 円 |
| 要介護１～５　ユニット型個室 | 306,780 円～ 489,440 円 | 30,678 円～ 48,944 円 |

※介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）の食費・居住費・日常生活費は全額自己負担となります。（47 ページ参照）

※市内の介護保険施設は 110 ～ 112 ページをご覧ください。また、市外の施設に入所される場合にも、原則として市の介護保険の対象となります。（11 ページ参照）



**太枠** の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には特別な加算がつく場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

### 要介護3～5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着

※要介護１・２の人も特例的に入所申込できる場合があります。

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５　多床室 | 234,880 円～ 335,710 円 | 23,488 円～ 33,571 円 |
| 要介護１～５　ユニット型個室 | 265,340 円～ 367,260 円 | 26,534 円～ 36,726 円 |

### 要介護1～5 認知症対応型共同生活介護　要支援2 介護予防認知症対応型共同生活介護

地域密着

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います（グループホーム）。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 308,320 円～ 343,400 円 | 30,832 円～ 34,340 円 |
| 要支援２ | 292,280 円 | 29,228 円 |

### 要介護1～5 特定施設入居者生活介護　要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 234,090 円～ 330,770 円 | 23,409 円～ 33,077 円 |
| 要支援１ | 73,790 円 | 7,379 円 |
| 要支援２ | 120,160 円 | 12,016 円 |

### 要介護1～5 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

**サービス費用のめやす（1 カ月につき）**

| | | |
|---|---|---|
| 要介護１～５ | 207,690 円～ 305,110 円 | 20,769 円～ 30,511 円 |

**共生型サービスとは…**

障害福祉サービスを利用している人が65歳になって介護保険を利用することになった場合でも、引き続き使い慣れた同じ事業所でサービスが利用できるように、障害福祉の事業所が介護保険の事業所としての指定を受けやすくするものです。

対象となるサービスは訪問介護（31ページ）、通所介護・地域密着型通所介護（36ページ）、（介護予防）短期入所生活介護（38ページ）です。

※サービス費用のめやすは事業者により若干異なります。

## 〈一般介護予防事業〉 65 歳以上の人が利用できます

総合事業

《無料》

### 生き生きと若々しく過ごすための教室

短期間（5回コース）で集中して取り組む教室で、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の日常生活を健康に過ごすための運動を行います。

開催日時、開催場所は市の広報等でお知らせします。

**①筋力とバランス能力を鍛える転倒予防 5 回コース**

ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

**②転倒予防・おロの健康づくり 5 回コース**

摂食・えん下機能を向上させるロ腔体操や有酸素運動等を行います。

**③転倒予防・脳トレ 5 回コース**

認知症予防についてのお話や、予防に有効な有酸素運動等やゲームなどを行います。

**④柔道整復師運動型 5 回コース**

運動機能向上のお話や、ストレッチ・有酸素運動・簡易な器具を用いた運動実技を行います。

●お問い合わせ　健康づくり課　☎ 047-409-3817

## 〈一般介護予防事業〉 65 歳以上の人が利用できます

総合事業

《無料》

### ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業

高齢者がいつまでもいきいきとした生活を続けられるよう、自らが自発的に健康づくりや介護予防に取り組み、健康寿命を延伸することを目的に、いつでも、どこでも、どなたでもできるふなばしシルバーリハビリ体操教室を実施します（体操普及事業）。また、ふなばしシルバーリハビリ体操を指導する体操指導士を市民の中から募って養成する講習会も開催します（体操指導士養成事業）。市民自らが体操の指導士となり、自らの健康づくりに加え、ボランティアとして身近な地域で体操教室などを開催し、地域住民にふなばしシルバーリハビリ体操を教えることを通じて、地域の健康づくりを促進するための活動を行います。

**①ふなばしシルバーリハビリ体操教室（体操普及事業）**

●対象となる人　市民　※原則として 65 歳以上

●日時および会場　公民館、町会・自治会館など（市の広報、ホームページ、チラシなどでお知らせします）。

●お問い合わせ　健康づくり課　☎ 047-409-3817

**②ふなばしシルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会（体操指導士養成事業）**

●対象となる人　市民または市内在勤の人　※市内各地域でボランティアとして活動できる人

●日時および会場　市の広報、ホームページ、チラシなどでお知らせします。

●お問い合わせ　健康づくり課　☎ 047-409-3817





# ⑤-6 利用者負担を軽減する制度

## 高額介護（介護予防）サービス費の支給

利用者が同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担の世帯合計額が、下表の上限額を超えた場合、申請により市が認めたときは超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は、高額介護サービス費の対象に含みません。

また、市民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が定められています。

※市から送付される「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を提出してください。一度申請されますと、以後の申請は不要となります。

### ■高額介護（介護予防）サービス費の利用者負担上限額（月額）

| 利用者負担段階区分 | 利用者負担上限額 |
|---|---|
| 市民税課税世帯 | |
| 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の人がいる世帯 | 140,100円 世帯 |
| 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の人がいる世帯 | 93,000円 世帯 |
| 課税所得380万円（年収約770万円）未満 | 44,400円 世帯 |
| 市民税非課税世帯 | 24,600円 世帯 |
| ・課税年金収入額およびその他の合計所得金額（P27※2参照）の合計が80万円以下の人<br>・老齢福祉年金の受給者 | 15,000円 個人 |
| ・生活保護の受給者<br>・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 | 15,000円 世帯<br>15,000円 個人 |

### 総合事業の介護予防・生活支援サービス（32、36、37ページ参照）を利用した場合

●利用者負担の月の上限を超え、申請により市が認めたときは、超えた分を高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

●46 ページに関連して、医療保険および介護保険の両制度における自己負担額の合計額（毎年 8 月～翌年 7 月までの総額）が一定の上限額を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費として支給します。

## ●高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内で、医療保険および介護保険の両制度における**自己負担の合計額（毎年8月～翌年7月までの総額）**が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

**自己負担の合計額とは…**

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費等の適用を受けたあとの自己負担の合計額。ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

### ■負担限度額【高額医療・高額介護合算制度の年間自己負担限度額】

**〈70歳以上の人がいる世帯〉**

| 所得区分 | | 後期高齢者医療制度＋介護保険〈75歳以上の人がいる世帯〉 | 国民健康保険＋介護保険〈70歳～74歳の人がいる世帯〉 |
|---|---|---|---|
| 現役並み所得者（上位所得者） | Ⅲ 課税所得690万円以上 | 212万円 | 212万円 |
| | Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満 | 141万円 | 141万円 |
| | Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満 | 67万円 | 67万円 |
| 一般 | | 56万円 | 56万円 |
| 低所得（市民税非課税世帯） | Ⅱ 世帯全員※1が市民税非課税 | 31万円 | 31万円 |
| | Ⅰ 世帯全員※1が市民税非課税で所得が一定基準以下※2 | 19万円※3 | 19万円※3 |

※1　国民健康保険の場合は、同一世帯の世帯主および国保加入者全員が市民税非課税であることが条件です。
※2　収入例：世帯員が一人で年金収入のみの場合、80万円以下。または老齢福祉年金の受給者。
※3　介護サービス利用者が世帯に複数いる場合、限度額の適用方法が異なる場合があります。

**〈70歳未満の人がいる世帯〉**

| 所得区分 | 基礎控除後の総所得金額等 | 国民健康保険+介護保険 |
|---|---|---|
| ア | 901万円超 | 212万円 |
| イ | 600万円超～901万円以下 | 141万円 |
| ウ | 210万円超～600万円以下 | 67万円 |
| エ | 210万円以下 | 60万円 |
| オ（市民税非課税世帯） | | 34万円 |

※上記は後期高齢者医療制度および国民健康保険の所得区分となります。
被用者保険の方は、ご加入されている医療保険にお問い合わせください。



## ●施設での食費・居住費（滞在費）を軽減する制度

介護保険施設（42ページをご覧ください。）やショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した場合の食費・居住費（滞在費）は利用者の負担となりますが、低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付の対象となります。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として、介護保険から給付します。市に「介護保険負担限度額認定申請書」を提出してください。

**※施設が定める食費および居住費が基準費用額を下回る場合は、施設の定める額と負担限度額の差額を給付します。**

### ■対象となる人（市への申請が必要となります。）

次のすべてに該当する人

- ●市民税非課税世帯に属していること
（ただし、住所が異なる配偶者※1が市民税課税である場合には対象外です。）
- ●預貯金等※2の金額が、次の表の要件を満たすこと

| 利用者負担段階 | | 預貯金等の金額（65歳以上） |
|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者<br>老齢福祉年金受給者 | 1,000万円以下<br>（配偶者と合わせて2,000万円以下） |
| 第2段階 | 年金収入額とその他の合計所得金額の合計※3が年間80万円以下 | 650万円以下<br>（配偶者と合わせて1,650万円以下） |
| 第3段階① | 年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下 | 550万円以下<br>（配偶者と合わせて1,550万円以下） |
| 第3段階② | 年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超 | 500万円以下<br>（配偶者と合わせて1,500万円以下） |

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1,000万円以下（配偶者と合わせて2,000万円以下）

※1　配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。
※2　有価証券や現金（タンス預金）等も含みます。
※3　年金収入額は、非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。その他の合計所得金額は27ページ※2参照。

### ■負担限度額および基準費用額（1日当たり）

| | | 食費 | | 居住費等 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 介護保険施設 | ショートステイ | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 |
| 基準費用額※ | | 1,445円 | | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円<br>(1,171円) | 377円<br>(855円) |
| 利用者負担段階 | 第1段階 | 300円 | 300円 | 820円 | 490円 | 490円<br>(320円) | 0円 |
| | 第2段階 | 390円 | 600円 | 820円 | 490円 | 490円<br>(420円) | 370円 |
| | 第3段階① | 650円 | 1,000円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円<br>(820円) | 370円 |
| | 第3段階② | 1,360円 | 1,300円 | | | | |

（　）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

## ■利用者負担段階が第３段階②の人のサービス費のめやす

（1カ月=31日換算）…日常生活費等を除く

| 入所施設 | | 施設サービス費用の1割 | 食費 | 居住費 | 自己負担額合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 多床室 | 21,856円 ～31,794円 | 42,160円 | 11,470円 | 75,486円 ～85,424円 |
| | ユニット型個室 | 24,903円 ～34,949円 | | 40,610円 | 107,673円 ～117,719円 |
| 介護老人保健施設 | 多床室（基本型） | 29,957円 ～37,404円 | | 11,470円 | 83,587円 ～91,034円 |
| | ユニット型個室（基本型） | 30,233円 ～37,611円 | | 40,610円 | 113,003円 ～120,381円 |
| 介護療養型医療施設 | 多床室 | 24,933円 ～40,579円 | | 11,470円 | 78,563円 ～94,209円 |
| | ユニット型個室 | 25,613円 ～41,259円 | | 40,610円 | 108,383円 ～124,029円 |
| 介護医療院 | 多床室 | 30,099円 ～48,365円 | | 11,470円 | 83,729円 ～101,995円 |
| | ユニット型個室 | 30,678円 ～48,944円 | | 40,610円 | 113,448円 ～131,714円 |

※「施設サービス費用の１割」は介護度により金額が異なるため、上の表では最も安い要介護１と最も高い要介護５の金額を記載しています。利用者の心身状態や施設の状況により各種加算が追加される場合があります。また、本人と世帯の収入や所得により利用者負担の上限が定められており、上限を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として後日支給されます（45 ページをご覧ください）。

※おむつにかかる費用は施設サービス費用の中に含まれていますので、別途負担する必要はありません。

※上の表には含まれていない「日常生活費」には、特別な居室代、特別な食事代、理美容代、金銭管理などがあります。

## ●社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームへの入所やショートステイを利用した場合、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）を、サービス提供した事業者が軽減する制度です。

### ■対象となる人（市への申請が必要となります。）

世帯全員が市民税非課税で、次のすべてに該当する人

- ●年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）。
- ●預貯金等の額が単身世帯で 350 万円以下であること（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）。
- ●日常生活に供する資産（居住のための土地・家屋）以外に活用資産がないこと。
- ●市民税課税者に扶養されていないこと。　●介護保険料を滞納していないこと。
- ●負担限度額（施設の食費・居住費の軽減）の認定者であること（47 ページをご覧ください）。

※すべての事業者で利用できる制度ではありませんので、利用にあたっては、110 ～ 111 ページをご覧ください。

※食費・居住費（滞在費）については 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）が軽減されます。



## ●災害等にともなう利用者負担の軽減制度

災害や生計中心者の失業などにより、世帯の収入が減少（一定の基準あり）したことで、介護保険サービスを利用した際の利用者負担額（保険給付分）の支払いが困難であると市が認めた場合、一定の期間、その利用者負担額を減額します。（市への申請が必要となります。）

### ■対象サービス

居宅介護（介護予防）サービス費、地域密着型介護（介護予防）サービス費、施設介護サービス費、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、居宅介護（介護予防）住宅改修費

また、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（32、36、37 ページ参照）についても対象となります。

※申請は、事由が発生した日から３カ月以内です。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

## ●船橋市独自の利用者負担助成制度

次の対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額（保険給付分）の4割を助成します。

### ■対象となるサービス

●訪問介護　●訪問看護　●訪問リハビリテーション　●訪問入浴介護　●通所介護
●通所リハビリテーション　●定期巡回・随時対応型訪問介護看護　●夜間対応型訪問介護
●認知症対応型通所介護　●小規模多機能型居宅介護　●看護小規模多機能型居宅介護
●福祉用具貸与　●認知症訪問支援サービス　●地域密着型通所介護
●介護予防訪問型サービス　●介護予防通所型サービス　●介護予防生活支援サービス
●介護予防運動機能向上デイサービス　●介護予防ミニデイサービス
（対象となるサービスに介護予防がある場合も対象になります。）

### ■対象となる人（市への申請が必要となります。）

次のすべてに該当する人

- ●生活保護を受けていないこと。
- ●年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること（同一住所の世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）。
- ●預貯金等が単身世帯で 350 万円以下であること（同一住所の世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）。